

島根県ひとにやさしいまちづくり条例

対象施設の解説
施設整備基準Q&A集

〈建築物〉

島根県土木部建築住宅課
平成12年3月 制定
平成27年3月 改訂
令和5年3月 改訂

対象施設の解説

《建築物》

整備基準対象施設(建築物)の解説について

1 公共的施設、特定公共的施設の定義

- ① 公共的施設とは、多数の者が利用する施設をいう。
- ・新築等（新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替）又は用途の変更を行う場合は、整備基準に適合させるよう努めるものとする。（努力義務）
 - ・既存施設については、利用できるよう整備に努めるものとする。（努力義務）
- ② 特定公共的施設とは、公共的施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため準備を促進することが特に必要なもので、届出を要するものをいう。具体の事例は次のとおり。
- ア) 高齢者、障害者等の利用に特に配慮を必要とする施設
病院、診療所、医院、社会福祉施設等
- イ) 公共性がより高い施設
集会場等、図書館、美術館等
- ウ) 日常的に多くの者が利用する施設
郵便局、金融機関の事務所、公共交通機関の施設等

2 建築物の定義

建築物とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、同法第 3 条第 1 項各号に規定する建築物及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。

建築物に該当するかどうかは、建築基準法及び文化財保護法の規定により判断する。
条例の適用にあたっては、建築物及びその建築物の敷地を含むものとする。

3 公共的施設及び特定公共的施設

病院等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所	すべての施設

病院、診療所は、高齢者等が特に利用する施設であるので、特定公共的施設はすべてのものとしている。患者の収容施設を有しない診療所も対象となる。

興行場等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
劇場、映画館、演芸場又は観覧場	用途面積（公共的施設の用途に供する部分（駐車場にあつては、駐車のに供する部分）の床面積（増築等の場合にあつては、別表第 2 に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であつて複合施設に存するもの

劇 場……主に演劇、舞踏、音楽等を鑑賞するもの

映画館……主に映画を鑑賞するもの

演芸場……主に落語、漫才等の演芸を鑑賞するもの

観覧場……主にスポーツ等を観戦するもの（野球場、陸上競技場、サッカー場、競艇場等）

集会場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
集会場又は公会堂	すべての施設

集会場又は公会堂とは、多数の者が集会、娯楽、催し物等に利用する施設をいう。教会、神社、寺院等は、利用者が特定され、利用目的も限定されていることからこの項にいう集会場として扱わない。ただし、集会場として使用することが明らかな場合は対象施設として扱う。

展示場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
展示場	用途面積が1,000㎡以上の施設又は用途面積が1,000㎡未満の施設であって複合施設に存するもの

展示場とは、商品等の見本又は展覧の目的で展示又は陳列等のために利用する施設をいう。(見本市会場、画廊等)

モデル住宅は、住宅そのものが展示物となることからこの項にいう展示場として扱わない。

物品販売業を含む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	用途面積が300㎡以上の施設又は用途面積が300㎡未満の施設であって複合施設に存するもの

物品販売を主用途とする店舗をいう。ガソリンスタンドも含まれる。

宿泊施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	用途面積が1,000㎡以上の施設又は用途面積が1,000㎡未満の施設であって複合施設に存するもの

社会福祉施設等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設	すべての施設
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設	
3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設	
4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	
5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	
6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	
7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第	

28 項に規定する介護老人保健施設 8 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設 9 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター	
--	--

障害者支援施設とは、障がい者に対し、夜間から早朝にかけて「施設入所支援」を提供すると共に、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス」を行う福祉施設である。

体育施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

その他これらに類する施設として、ゲートボール場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ、エアロビクスクラブ等が含まれる。

特定の者のみの使用を限定している団体等の福利厚生施設である体育館は公共的施設に該当しないものとする。ただし、一般公共に開放する場合は、公共的施設に該当する。

遊技施設等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、ゲームセンター、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

図書館等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館その他これらに類する施設	すべての施設

その他これらに類する施設として、図書館法によらない図書館、博物館法によらない博物館、美術館、科学館、水族館、郷土資料館等が含まれる。また、学校等における図書館（室）は公共的施設に該当しない。

公衆浴場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場	用途面積が 300 m ² 以上の施設又は用途面積が 300 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

飲食店

公 共 的 施 設	特定公共的施設
食堂、料理店、レストランその他の飲食店	用途面積が 300 m ² 以上の施設又は用途面積が 300 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

飲食を主用途とする店舗を対象としている。会員のみが利用する会員制の店舗（バー、クラブ等）も多数の者が会員になることが想定されるので公共的施設となる。社員食堂等は、利用

が社員に限定されている場合には公共的施設に該当しない。

理容所及び美容所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 3 項に規定する美容所	用途面積が 50 m ² 以上の施設又は用途面積が 50 m ² 未満の施設であつて複合施設に存するもの

理容所（理容院）、美容所（美容院）は、日常生活における利用の必要度を考慮し、サービスを営む店舗と区別している。

金融機関の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
1 農林中央金庫の事務所 2 株式会社商工組合中央金庫の事務所 3 農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する事業を行うものに限る。） 4 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店、支店その他の営業所 5 水産業協同組合法（昭和 23 年法律 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第 11 条第 1 項第 4 号に規定する事業を行うものに限る。） 6 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 2 号に規定する信用協同組合の事務所 7 信用金庫の事務所 8 労働金庫の事務所 9 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	すべての施設 すべての施設

通信施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
日本郵便株式会社の事務所又は営業所	すべての施設

公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
1 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設のうちに旅客を取り扱う駅 2 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設 3 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港における航空旅客取扱施設 4 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 6	すべての施設

項に規定するバスターミナル	
---------------	--

サービス業を含む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋の営業所、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 2 条第 4 項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理のみを行うものを除く。）、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 100 m ² 以上の施設又は用途面積が 100 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

その他これらに類するものとして、ビデオ・CD等のレンタルショップ、写真スタジオ、コインランドリー等が含まれる。

公衆便所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公衆便所	すべての施設

駐車場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下「路外駐車場」という。）	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

駐車場法で規定する路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

機械式駐車場は、常駐する係員が操作することから、公共的施設に該当しないものとする。

官公庁の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
国、地方公共団体又は第 9 条に規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	すべての施設

国の出先機関、地方公共団体の機関等で、受付、相談等一般県民の利用に供する施設をいう。第 9 条に規定する者とは、国等に準ずる者を指す。（島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第 9 条）

火葬場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場	すべての施設

学校等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条第 1 項に規定する自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設	すべての施設

共同住宅等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
共同住宅、寄宿舎又は下宿	戸数が 30 以上である共同住宅又は室数が 30 以上である寄宿舎

適合対象となるのは、共用部分のみである。

(共同住宅) 1戸の規模(床面積)は、規定しない。従ってワンルームタイプも1戸と数える。

(寄宿舎) 学校、事務所、病院、工場等の事業所が設置する居住施設で、主として学生、職員、従業員等のうち専ら単身者を対象とするもので寝室を有し、食堂、浴室等共同施設が設けられたものをいう。

公共用歩廊

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公共用歩廊	すべての施設

公共用歩廊とは、公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた渡り廊下の事であり、建築基準法第2条第1項に規定する建築物で、商業施設等に付属しないものをいう。

複合施設

2以上の公共的施設が存する施設(共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。)で当該2以上の公共的施設に係る用途面積が1,000㎡以上のものをいう。

異なる2以上の公共的施設が併存し、かつ共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含む施設で用途面積が1000㎡以上のものを特定公共的施設としている。これは、それぞれの公共的施設の規模は小さいが、それらが集合して存在する場合は、施設全体の利用頻度、利用人員が増し、それぞれの施設のみならず互いに共用する出入口、廊下等の部分についても配慮が必要とされるためである。

従って、複合施設に含まれる公共的施設は、それぞれでは特定公共的施設に該当しない場合でも、複合施設(1件)として新築等の届出が必要となる。

なお、それぞれの施設が床又は壁等で区画され、互いに共用する出入口、廊下、階段等を有しない場合は、それぞれが別棟の施設とみなし、複合施設に該当しないものとする。

施設整備基準Q&A集

《建築物》

届出等の手続き

Q 1 届出が必要な特定公共的施設の規模要件の判断は、敷地単位か棟単位か。

A 1 建築物ごと（棟単位）で判断する。

Q 2 増築等における特定公共的施設の床面積の算定は、既設部分を含むのか。

A 2 増築に係る部分のみを算定し、特定公共的施設となるかどうかを判断する。
たとえば、200㎡ある飲食店の客席（利用者の用に供する部分）を100㎡増築する場合は、既設部分との合計面積が300㎡以上となるが、増築に係る部分の面積は100㎡であるため届出の必要はない。

Q 3 複合施設で2つの公共的施設がそれぞれ特定公共的施設に該当する場合、それぞれに届出（2件）が必要か。

A 3 複合施設として届出（1件）すれば足りる。

Q 4 同一敷地内の建築物（特定公共的施設）に付属する駐車場（特定公共的施設）がある場合、届出はそれぞれ（2件）必要か。

A 4 建築物（特定公共的施設）に含めて届出（1件）する。

Q 5 届出に添付する図書は、建築確認がある場合、併用できるか。

A 5 届出と建築確認は別々の手続きとなるので、それぞれに図書を添付することになる。

Q 6 届出書に添付する図書はどの程度のものか。

A 6 付近見取図、配置図及び各階平面図を添付する。断面図とか詳細図等は求めていないので、床の高低差、スロープのこう配、視覚障害者用誘導床材の位置及び色彩、通路の幅、出入口の幅、戸の構造、手すりの位置等について、すべて配置図又は平面図に明示する。

Q 7 添付する図面の明示方法は。

A 7 ①多数の者が利用する「室」又は「部分」を明示する。
②当該「室」又は「部分」に至る経路を明示する。複数の経路がある場合、整備基準の適用を受けて整備を要する経路について明示する。
③当該経路上に存する出入口、受付等、案内板、廊下等、傾斜路、階段、エレベーター、便所、駐車場等の位置を明示する。
④出入口、廊下等などの整備項目について求められている整備基準の状況を明示する。例えば、出入口の内り幅の寸法、戸の構造（自動、引戸等）、手すりの位置、誘導用床材の敷設位置及び色彩、傾斜路の内り幅及びこう配、段差の有無（±0の表示）、エレベーターの仕様、廊下の内り幅、駐車スペースの寸法等。
⑤別表第2の1の表各項におけるただし書を適用する場合は、その旨を具体的に明示する。

Q 8 施設整備項目調書の「整備状況」欄の記入方法は。

A 8 整備基準が適用される項目について「適・否」を選択し、適用されない項目は傾斜を引く。

Q 9 既存施設でも適合証交付請求できるのか。

A 9 請求できる。ただし、既設部分も含めすべてが整備基準に適合していることが必要である。

Q 10 届出の時期はいつか。

A 10 工事着手の21日前まで。確認申請が必要な場合は確認申請と併せて提出。

Q 11 「簡易郵便局」は特定建築物に該当するか。

A 11 簡易郵便局法に規定する簡易郵便局は、ひとまち条例の特定建築物には該当しない。簡易郵便局ではない郵便局は該当する。

Q 12 小規模多機能型居宅介護事業所について、届出は必要か。

A 12 本事業に関しては老人福祉法第5条の2第5項に定められるが、本条例において同条に関して対象としているのは、第3項、第4項に規定する事業を行う施設であり、小規模多機能型居宅事業所は該当しないため、届出は不要。

整備基準の対象設備及び対象部分

Q 1 「利用者の用に供する……」で「利用者」とは、誰のことか。

A 1 公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。従って、施設に従事する従業員や職員等は含まれない。

Q 2 整備基準が適用される部分はどこか。

A 2 出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の部分で利用者の用に供する部分に適用される。例えば、ショッピングセンターの従業員用の便所や休憩室には適用されない。また、共同住宅及び寄宿舍にあっては、共用の部分に適用される。

Q 3 「多数の者が利用する各室」とはどういう室か。

A 3 一般的に多くの者が利用する室が該当する。人数の定めはないが、一度に多くの者が集まる集会室等のほか、一人でも随時繰り返し利用される相談室等も該当する。老人ホームの居室（舎室）、寄宿舍の舎室、共同住宅の住戸等は含まれない。

Q 4 庁舎の場合、多数の者が利用すると考えられる室はどこか。

A 4 受付窓口、相談室、職員以外の利用を想定している会議室や研修室等が該当する。

Q 5 銀行や郵便局の場合、多数の者が利用すると考えられる室はどこか。

A 5 受付窓口、相談室、待合室等が該当する。

Q 6 現金自動支払機（CD）又は現金自動預入支払機（ATM）等の機械のみが配置されているコーナーは、銀行の施設に該当するか。

A 6 公共的施設に該当する。（銀行の支店の出張所として認可されている。）

Q 7 共同住宅の戸数算定においてワンルーム形式の住宅でも1戸と算定するのか。

A 7 部屋の数や広さは問わず、独立した住宅単位で算定する。

Q 8 寄宿舍の「室数」の算定は。

A 8 寝室（住戸形式でいう出入口に相当する）数で算定する。

Q 9 仮設建築物は、整備基準の対象となるのか。

A 9 対象となる。

Q 10 動物病院やペットホテル等は、対象施設となるのか。

A 10 サービス業を営む店舗に該当する。

Q 11 自治会や団地の集会所は、集会場になるのか。

A 11 集会場に該当する。

Q 12 従業員又は職員の専用駐車場は、対象施設となるのか。

A 12 対象とならない。(一般公共の用に供されるものが対象)

Q 13 月極駐車場は、公共的施設になるのか。

A 13 月極駐車場は、個々の契約に基づいて特定の者に供されるものであり、一般公共の用に供されるとはいえない。(駐車場法の解釈) 従って、公共的施設に該当しない。

Q 14 駐車場の用途面積の算定で「駐車のために供する部分」とは、どういうことか。

A 14 駐車スペースの面積(奥行き5m×幅2.5m程度)をいう。従って、車路等の面積は算入しない。

Q 15 カラオケボックスで飲食を提供する場合、遊技場又は飲食店のどちらになるのか。

A 15 食品衛生法に規定する飲食店営業を行う場合は飲食店にも該当する。

Q 16 整備基準は用途及び床面積の規定により適用されるが、複合施設の場合はどのように適用されるのか。また、床面積の算定はどうすればいいのか。

A 16 整備基準は複合施設を構成している公共的施設のそれぞれの用途及び規模により公共的施設毎に適用される。床面積の算定は、専用部分の床面積に共用部分の床面積(共用部分の床面積を専用部分の床面積でそれぞれ按分した床面積)を加えるものとする。

Q 17 個々に独立した外部への出入口を設けているもの(いわゆる長屋形式)は、複合施設となるのか。

A 17 複合施設とはならない。廊下、階段等の共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含む場合は、複合施設となる。

Q 18 増築等の場合、整備基準に適合させる範囲はどこまでか。

A 18 整備基準への適合は、新築等又は、用途の変更をしようとする場合に義務づけられるので、既存も含めて整備基準に適合させることが原則である。既存部分の改修が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合でも増築等部分への廊下や出入口等のアクセスは整備基準に適合されるべきである。

Q 19 学校における整備対象部分はどのように考えるのか。

A 19 事務室、職員室、校長室等の管理部門及び一般に解放する部分（講義室等）が対象となる。なお、学校の体育館や図書館等は公共的施設である体育館、図書館等には含まれない。

Q 20 1：適合証の交付は敷地単位か棟単位か。
2：用除外を受けている場合は交付できるのか。（敷地内に通路7の項の3）

A 20 1：棟単位で交付するが当該施設に至る敷地内の通路や駐車場等が整備基準に適合していること。ただし、利用上不可分の別棟の建築物で一方の棟が適合していない場合、他方の棟が整備基準に適合していても適合証は交付されない。
2：整備基準に照らし、除外される項目以外が適合していると認められれば交付することになる。

Q 21 一般の道路を挟んだ反対側の敷地に、届出物件の駐車場があった場合は、この駐車場は整備基準に適合させる必要があるか。

A 21 条例に基づく届出の審査は確認申請と並行して行うことから、敷地単位で対象項目を判断する。そのため、道路で分断され完全に別の敷地となっている場合は、適用範囲とみなさない。しかし、赤道や水路等で区切られ、一つの敷地として一体的に利用するのであれば、適用範囲とみなす。

Q 22 条例第16条で既存の公共的施設は整備に努めることとされているが、整備基準が適用されるということか。

A 22 整備基準をそのまま適用すると整備困難が想定されるので、利用状況や現状に照らし、整備基準又はその他の方法により整備することを求めている。

Q 23 放課後児童クラブは公共的施設に該当するか。

A 23 建築基準法の用途が児童福祉施設に該当する場合は、公共的施設に該当する。

整備基準

◇廊下・階段・傾斜路

Q 1 誘導用床材又は注意喚起用床材は黄色としなければならないか。

A 1 周囲の床材の色と明度の差の大きいものとするにより職別しやすいものとする。整備基準では特に色を指定していない。なお、誘導用床材等と周囲の床の仕上げは、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。

Q 2 手すりを設けた場合、廊下及び階段の有効幅はどうなるのか。

A 2 手すりの内のりが有効幅となる。

Q 3 階段に設ける手すりは、手すり壁（腰壁）でもよいか。

A 3 手すりは、安全確保及び誘導のために設けるものであり、握りやすいものでなければならない。従って、手すり壁（腰壁）のみでは、整備基準に適合しない。

Q 4 高低差を解消するため傾斜路を設けるが、非常に緩やかなこう配でも傾斜路の整備基準を適用されるのか。

A 4 こう配が1/25を超えない場合、傾斜として扱わないものとする。

Q 5 傾斜路や階段等に設ける注意喚起用床材の敷設幅はいくらか。

A 5 誘導用床材等で誘導している場合は、3枚（30 cm角）以上とし、注意喚起用床材のみの場合は原則として傾斜路又は階段の幅とするが、情報提供上支障のない範囲で両端にあきをとることができる。

Q 6 床の表面の仕上げで規定されている「滑りにくい材料」とは何か。

A 6 水に濡れても滑りにくい材料をいう。水がかり部（玄関、玄関ホール、便所、浴室やシャワー室の脱衣室、湯沸かし室や便所の前の廊下等）は、特に配慮が必要である。材料の選定にあたっては、下足・上足使用の別、塗装・無塗装、施釉・無釉、滑り抵抗値等（滑り抵抗値が大きくなるとつまづく。）十分な検討が必要である。なお、滑り抵抗値及び滑り抵抗係数については、日本建築学会の推奨値（案）を参考に適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

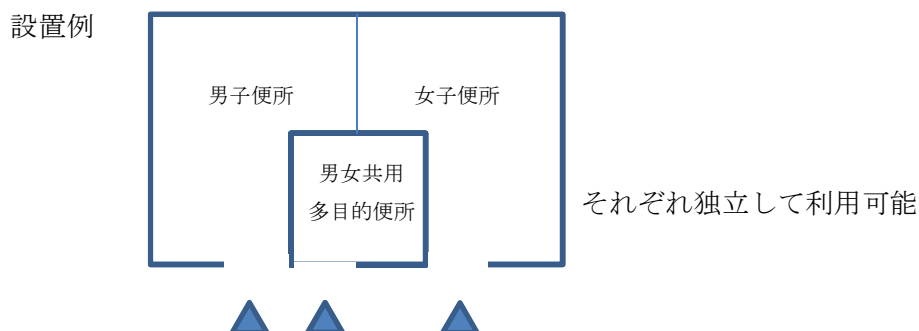
Q 7 主たる階段の構造で回り段が禁止されているが、どの程度までの構造であれば許容されるのか。

A 7 最小踏幅の寸法が規定寸法（建築基準法、医療法等で適用を受ける寸法）以上確保されており、両側に手すりを設けている場合とする。

◇便所

Q 8 便所で男子用及び女子用の区分がある場合、男女別にそれぞれ設けることとなるが、区分がない場合とはどのような場合か。

A 8 便所は、男女別に設けられていることが一般的であることから、車いす使用者用便房や腰掛け便器等はそれぞれ設けることを求めている。区分がない場合とは、飲食店や美容院などで利用上特に男女の区分をしない場合をいう。
なお、男女の別がある場合でも、設置例のとおり男女共用の「多目的トイレ」を1以上設ければ、整備基準に適合していると言える。



Q 9 山の頂上や自然歩道沿いに設ける公衆便所にも車いす使用者用便房を設けなければならないか。

A 9 位置により車いす使用が物理的に不可能な場合もあるので、周辺の状況により必要性の有無を判断する。

Q 10 コンビニエンスストア等で店の外からも利用できる便所を設けた場合、公衆便所の適用を受けるのか。

A 10 一般的に店を利用する者に配慮したものと解釈することから、店舗に付属する便所として取り扱う。なお、道の駅等に設ける便所は、店舗利用だけではなく休憩や便所だけの利用が想定されるので、他の施設を経由しないで利用できる構造の便所など実情に応じ、公衆便所として取り扱う。

Q 11 ベビーチェア、ベビーシート、汚物洗浄装置、車いす使用者用便房など1箇所に設けなければならないか。

A 11 施設の利用計画により配置することになるが、誰もが利用しやすく、また効率的にも1箇所にまとめ多目的トイレとすることが望ましい。

Q 12 洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房とはどのようなものか。

A 12 内部障害者等が使用する器具（パウチ等）を洗浄する設備を備えた便房をいう。パウチ等に溜めた汚物を流してパウチ等を洗浄できるように、汚物流しと給水栓を設ける。これらの設備は、利用上の配慮から便房内に設け、喚起にも配慮する。整備例として、各メーカーの機器の他に洋式便器を汚物流しとし、利用しやすい位置に給水栓を設ける方法もある。

◇駐車場

Q 13 車いす使用者が雨に濡れないようにするために車いす使用者用駐車部分を屋内に設けたいが、屋外の駐車場より出入口までの距離が長くなる。この場合、屋外に車いす使用者用駐車部分を設けなければならないか。

A 13 車いす使用者の雨や雪の対策は重要であるので、距離だけにこだわらず利用状況や経路等を勘案して判断する。

Q 14 現在駐車場はないが、車椅子使用者用駐車スペースを新たに確保しなければならないか。

A 14 駐車場に関する整備基準は、駐車場がある場合にのみ適用されるものなので、駐車場の設置が求められない施設の場合は、新たに車椅子使用者用駐車スペースを設ける必要はない。

◇敷地内通路

Q 15 ガソリンスタンドやドライブスルーなどで車内から購入することができる施設の場合、誘導用床材、注意喚起用床材はどこまで敷設するのか。

A 15 車に乗車したままでサービスを受けることを測定している部分には、敷設する必要はない。

Q 16 郊外の施設で付近に路線バスの停留所がなく、歩道もない前面道路に敷地が接する場合でも、道路から玄関までの敷地内通路に誘導用床材を敷設しなければならないか。

A 16 建物出入口付近でバス又はタクシーなどの車の乗降が想定される場合（車寄せ）から建物出入口までの間に敷設すればよい。なお、郊外以外にあっては、全面道路に歩道がない場合でも周辺の状況により敷設する必要がある。

◇移動等円滑化経路

Q 17 出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段（2 cm以下ですりつけを行った段以外の段）と廊下等に規定されている高低差の解消の関係は。

A 17 出入口においては、戸の収まりや雨仕舞いなどでやむを得なく段差を生ずることがある。通過する際にも出入口を境に動作の変化を事前に把握できることから、2 cm以下ですりつけを行った段は支障ないとしている。廊下等における段差は2 cm以下でも一連の動作に支障（通常段差があると想定していない。）があることから、わずかな段差でも傾斜路等の配慮をしなければならない。いずれにしても段差を設けない計画とすることが原則である。

Q 18 集会場や飲食店等で和室を設ける場合、踏込みの上がり框の段差を解消しなければならないか。

A 18 車いす使用者も車いすから降りて利用していると想定されることから、和室の上がり框に段差を設けることは支障ないものと判断する。この場合、車いす使用者が移乗しやすいよう、また高齢者等が昇降しやすいよう高さ、式台、手すりなど配慮が必要である。なお、前室や踏込みの出入口は整備基準の適用を受ける。

Q 19 施設に常駐する職員等の介助により対応するので、移動等円滑化経路の途中に段を設けることは可能か。(傾斜路又は昇降機等は併設しない)

A 19 施設職員等の介助による対応が可能であったとしても、移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないようにする。

Q 20 利用居室を設ける場合、道等から全ての利用居室までの経路を移動等円滑化経路にしなければならないか。

A 20 全ての利用居室に至る経路を移動等円滑化経路にしなければならない。

◇案内設備・案内設備までの経路

Q 21 案内板の整備基準で「文字は読みやすいものとする」となっているが、具体的に大きさとか色彩はあるのか。

A 21 指定はないが案内板の位置や照明灯の状況により、実際に識別できる色彩や大きさとなるようにする。

Q 22 案内設備までの点状ブロックの設置について、ベビーカーを利用する顧客の多い子どもの衣料店等においては点状ブロックが通行時に支障となる場合も考えられるが、その場合も点状ブロックを設けなければならないか。

A 22 店舗の種類等に関係なく、点状ブロックは設けなければならない。

Q 23 建物内に常時勤務する者が配置される案内所を設置する計画としているが、敷地に接する道路に歩道がなく、視覚障がい者が道路から敷地内へ出入りすることが想定されない場合などであっても、案内所までの経路を視覚障害者移動円滑化経路としなければならないか。

A 23 整備基準への適合・不適合に道等の状況は考慮されないことから、ただし書に該当する部分以外は視覚障害者移動円滑化経路としなければならない。